

令和7年色麻町議会定例会6月会議会議録（第2号）

令和7年6月11日（水曜日）午前10時05分開会

出席議員 12名

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
3番	佐藤忍君	5番	相原和洋君
6番	河野諭君	7番	西村義隆君
8番	小川一男君	9番	今野公勇君
10番	中山哲君	11番	山田康雄君
12番	白井幸吉君	13番	天野秀実君

欠席議員 4番 小松栄喜君

欠 員 なし

会議録署名議員

1番	工藤昭憲君	2番	高森すみえ君
----	-------	----	--------

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	早坂利悦君
副町長	鶴谷康君
総務課長	遠藤洋君
企画財政課長	今野稔君
町民生活課長	渡邊勝男君
会計管理者兼税務会計課 長兼総合徴収対策室長	今野健君
農林課長	浅野裕君
地域振興課長兼愛宕山公 園管理事務所長	菅原伸一郎君
建設水道課長	高橋秀悦君
保健福祉課長兼地域包括 支援センター所長	高橋康起君
子育て支援課長	鎌田一博君
教育長	千葉律之君

教育総務課長兼学校給食 センター所長	大河原 基 典 君
生涯学習課長兼公民館長 兼農村環境改善センター 所長	竹 荒 弘 君
農業委員会事務局長	早 坂 あゆみ 君
代表監査委員	早 坂 仁 一 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長	井 上 勝 美 君
書 記	大 泉 信 也 君

議事日程 第2号

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	一般質問	
日程第3	報告第2号	令和6年度色麻町繰越明許費繰越計算書について (令和6年度色麻町一般会計繰越明許費)
日程第4	報告第3号	令和6年度色麻町下水道事業会計予算繰越計算書について
日程第5	報告第4号	専決処分の報告について(色麻町税条例の一部改正)
日程第6	報告第5号	専決処分の報告について(色麻町国民健康保険税条例の一部改正)
日程第7	承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(色麻町地域経済 牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する 条例の一部改正)
日程第8	議案第57号	色麻町手数料条例の一部改正について
日程第9	議案第58号	令和7年度色麻町一般会計補正予算(第2号)
日程第10	議案第59号	令和7年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1号)
日程第11	議案第60号	令和7年度色麻町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第12	議案第61号	色麻学園学習用端末タブレット等の購入について
日程第13	議案第62号	色麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例の一部改正について
日程第14	議案第63号	令和7年度色麻町一般会計補正予算(第3号)
日程第15	議員の派遣について	

本日の会議に付した事件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	一般質問	
日程第 3	報告第 2 号	令和 6 年度色麻町繰越明許費繰越計算書について (令和 6 年度色麻町一般会計繰越明許費)
日程第 4	報告第 3 号	令和 6 年度色麻町下水道事業会計予算繰越計算書について
日程第 5	報告第 4 号	専決処分の報告について (色麻町税条例の一部改正)
日程第 6	報告第 5 号	専決処分の報告について (色麻町国民健康保険税条例の一部改正)
日程第 7	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (色麻町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)
日程第 8	議案第 57 号	色麻町手数料条例の一部改正について
日程第 9	議案第 58 号	令和 7 年度色麻町一般会計補正予算 (第 2 号)
日程第 10	議案第 59 号	令和 7 年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 11	議案第 60 号	令和 7 年度色麻町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
日程第 12	議案第 61 号	色麻学園学習用端末タブレット等の購入について
日程第 13	議案第 62 号	色麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 14	議案第 63 号	令和 7 年度色麻町一般会計補正予算 (第 3 号)
日程第 15	議員の派遣について	

午前 10 時 05 分 開会

○議長 (天野秀実君) 御参集御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は 12 名、欠席議員 1 名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、議長として次の報告をいたします。

本日の議事日程は、議員各位のお手元に配付したとおりであります。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者、前日と同様であります。

職務のため議場に出席した者、議会事務局長及び書記であります。

次に、昨日、町長提出の会議事件 3 件が追加提案されましたので、議員各位のお手元に配付しております。追加された会議事件は、議案第 61 号色麻学園学習用端末タブレット等の購入について、議案第 62 号色麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第 63 号令和 7 年度色麻町一般会計補正予算

(第3号)であります。

次に、陳情書の受理について申し上げます。

陳情書1か件を受理しております。その写しを議員各位のお手元に配付しておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

内容は、陳情第4号診療報酬及び介護報酬の抜本的引上げ等による労働者の処遇改善と医療機関や介護施設の経営改善を求める陳情書であります。

なお、この陳情書については、紹介議員もありませんので配付にとどめておきますが、議員各位におかれましては、内容を十分御検討いただき、趣旨に賛同の場合は意見書等を発議して、所定の賛成者とともに議会に提出されるよう議長としてお願いをしておきます。

以上をもちまして、議長としての諸般の報告を終わります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（天野秀実君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、1番工藤昭憲議員、2番高森すみえ議員の両議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（天野秀実君） 日程第2、一般質問を行います。

前日に引き続き、一般質問を継続いたします。8番小川一男議員の一般質問の発言を許可いたします。一般質問席にて発言をお願いいたします。小川一男議員。

〔8番 小川一男君 登壇〕

○8番（小川一男君） ただいまから一般質問を行います。

前日、2名の議員の方が持ち時間90分フルに使って、白熱した質疑、回答等がありました。3番目の私にもそのような期待をしていたんですが、ないようなので粛々と通告順に従って質問をいたします。

それでは、第1番目、人事管理についてです。

この項目につきましては、一般職員、それから会計年度任用職員の2項目に分けて通告をしております。

まず初めに、一般職員の第5期定期管理計画の内容について説明を求めます。

この点につきましては、第4期定期定員管理計画が2019年から23年度まで計画されていますが、その後、第5期になると思われますが、どのような状況になっているのか説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 小川一男議員の質問に答えたいと思います。

まず、基本方針について、私のほうから述べさせていただきたいと思います。

本町の定員管理計画につきましては、平成18年を第1期として、これまで第4期まで計画を策定し、事務事業の見直し等を図り、職員数の適正化に取り組んでまいりました。

令和5年度からは定年延長制度の開始、令和6年度には保育所、幼稚園の民営化により、職員数に変化が生じておりました。

また、近年の社会の急速な変化に伴い、人口減少、少子高齢化対策、DXの推進、自然災害の頻発化などにいった従来の行政サービスの枠組みでは対応が難しい新たな行政需要も発生している一方、新しい働き方への対応を求められるなど、これらの背景を踏まえ、令和7年3月に第5期計画として改定を行いました。

限られた人員を効果的に配置をし、効率的かつ持続可能な組織運営の実現をするために、計画に沿った定員管理等、必要な人員確保を基本方針としております。

次の、計画職員数あるいは部門別職員数、各課の職員配分の基準等については、総務課長より答弁をさせたいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） ただいま町長のほうから基本方針等について説明があったんですが、しからば第5期の計画はいつ作成したのか。御案内のとおり監査委員の報告においても指摘されてる項目です。それで、1年、2年のブランク、私は定員管理、当然予算等においても職員の定数管理、決められてやっているのが現実ですが、いつ作成されたのか。基本方針は分かりましたが、その点が1点。

それから、もう1点はですね、第4期までやっていろいろな課題、問題等があったと思われます。

ただいま町長から説明ありました機構改革等、会計年度職員等それぞれは分かるんですが、さらなる4期の定員管理の中で、社会的、経済的变化の中で色麻町としてどのように対応するべきなのか、もう少し基本方針の具体的な内容等についても説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） お答えいたします。

まず、この第5期定員管理計画、いつ作成したのかということでございますが、令和7年の3月に策定しております。

あとそれから、第4期計画を踏まえてどのように分析をしたのかということでございますけども、まず、第4期計画の分析ということでございますが、これまで第4期計画の年度別職員数とか実績を勘案いたしました。その中で、令和4年度までの計画数につきましては、第4期計画では大体計画数に近い職員数で推移しておりました。ただ、令和5年度につきましては、再任用職員へ移行する職員が多かったため、令和5年度、約マイナス10人となっております。

また、令和5年度の退職者数ですが、保育所、幼稚園の民営化等の影響で、予定より

8人多く職員が退職した状況によりまして、第4期計画の中では定員管理からちょっと大幅にずれているところがございます。

そのことも加味いたしまして、第5期計画におきましては、そのことも加味いたしまして計画を策定しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 基本方針等、過去4期の内容を分析して基本方針を定めた。ただですね、この作成時期が今ありましたが、7年の3月、あまりにも作成時期が遅れていたのではなかったのかと。諸般の事情はあるんでしょうけれども、やはりですね、経営に関してよく言われますけど、人、物、金、情報、時間、その中で、やはり中心は人だと思います。その点ですね、今後せっかく第5期の定員管理を作成したのであれば、十分にその内容等について、職員の能力を遺憾なく発揮していただいて行政運営に努めていただきたい。

そして、併せてですね、1市4町の行政事務の効率化とコスト削減のための大崎地域1市4町共同事務化に向けた検討会議、これが設置されているはずですが。それに向けて1市4町で調整を取っていると思うんですが、その関係と、今5期の色麻町の定員管理との関連、その辺についてはどのように計画で見ているのか。当然ですね、色麻町は色麻町で5次計画の定員管理はいいんですが、片や一方で広域的な形で1市4町の会議もあるわけですね。その辺の絡みも考えて、これから定員管理を実施していかなければならないと思われませんが、その関連性について説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） お答えいたします。

1市4町の共同化の関係につきましては、昨年度以来協議を重ねている状況でございます。

今現在、その業務内容、こういった業務が共同化できるかということをも1市4町の担当課で話し合っているところがございます。

その結果云々によりましては、1市4町から職員を派遣ということになろうかと思いますが、まだ具体的にはそのような話はまだ出ておりませんので、そういった状況も踏まえながら定員管理というものを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 1市4町の関係につきましては、報告あるいは連絡等に基づいて今後対応するということなんですが、そもそも我が町の第5期がこのような形でずれて作成している状況では、これを前提にすればなお一層ですね、情報収集して今後対応していくべきだと私は思います。

1番目の基本方針については了解いたしました。

次、2番目なんですが、計画職員数と部門別職員数、これにつきましては、第5次の

計画の中で職員の定数の数と併せて各部門につきましては、多分、各部門につきましては、一般会計、それから公営企業という形で把握してると思うんですが、そのうち一般会計の職員は幾らで、そのうち福祉関係を除く福祉関係、あと教育、あと公営企業は水道からあるんですが、そのポイントポイントの数字だけで結構ですが、お示し願いたいと思います。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） それではまず、最初に計画職員数について申し上げます。

計画職員数につきましては、令和6年度の正職員、それから派遣職員、それから暫定再任用短時間勤務職員を含めた総職員数105人を基礎としております。

それで、第5期の計画期間であります令和7年度から令和11年度までの期間は、総職員数105人で維持していくことを目標としております。

続きまして、部門別職員数につきましてでございますが、令和7年4月1日現在でございます。

まず、一般行政と福祉関係という大きなくりでよろしいでしょうか。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 大別、多分普通会計と公営企業会計として区別してると思うんですが、その中で、区分のこまいことはいいんですが、福祉関係を除く一般の小計、それから福祉関係、それから教育という形で構成されていると思うんです。私よく分かりんですが、それから公営企業は、我が町では水道、下水云々、そういう形であるので、その小計ですね。それについて報告を求めます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） 失礼いたしました。

それでは、最初の普通会計から申し上げます。

いわゆる普通会計の中で、一般行政の小計が55人となっております。55です。続きまして、福祉関係が18です。教育が13です。合計で普通会計が86となります。

公営企業等会計につきましては、こちら合わせますと公営企業で7人となっております。すいません、失礼しました。11です。失礼しました。11人となっております。

これが合計しますと、現在の職員数97名となっております。

そのほかに派遣職員3名と、あとは暫定再任用短時間勤務職員5名と合わせますと、105名となるところでございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） ただいま普通会計、それから公営企業会計の部門別の職員数について報告をいただいたんですが、その中で、特に令和7年度、議会、総務、企画等、各区分あるんですが、大きく定数が増えた部門、それについての理由が当然あると思うんですが、その細部的な内容について説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） お答えいたします。

まず、令和6年度と比較いたしますと、令和6年度、職員数だけで95名から令和7年度97名ですので、2名増となっております。そのうち、細かいところで部門別ということになりますが、これはまず、農林水産部門で1名増、あと土木で1名増、あと民生で1名増で、衛生が1名減となっております。そうしますと2名増ということになっております。

農林水産、土木、民生、衛生で1名ずつ増減はございますが、基本的にはそのほかの部門については、令和6年度とはさほど変わらないような状況になっております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 各部門別職員数、説明いただいたんですが、実はですね、3番目に掲げてありますけれども、これと関連があると思うんですが、各課の職員の配分の基準ですね。実はですね、今、公務員の方も何か公務員離れていうか、働き方云々もあるんですが、私の見る限り、いろいろあるんでしょうけれども、忙しい職場は職場、あるいは閑散という言葉は大変失礼ですけど、そういうのが多々見受けられるわけですね。そのときですね、どのような形でこの部門別配分をやっているのか。その辺、あれば説明をお願いします。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） それでは、各課の職員配分の基準ということになるかと思えます。こちらにつきましては、町の職員定数条例に定める範囲に基づきまして、令和6年度に実施した機構改革後の業務量を踏まえ、各課の配置人員を決定しております。

今後、業務量等に変動があれば、配置人数も変わっていくことになってますが、今現在ではこのような配置としております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） ええとですね、各課の今説明がありましたが、各課の定数配分ににつきましてね、ある本にありましたが、これも一つの参考にしたらいいいのではないかなというのがありました。

それは、各職場の執行状況を把握するために、時間外勤務と休暇取得の2つをですね、クロスして、要するに時間外が少なくて休暇が多くなるような状況、あるいは定員、それも必要ではないかなと。あくまでも一つの参考の資料です。ただ、漠然と業務量だけじゃなくて。

ただ、ここで2つありますが、時間外勤務、休暇取得のほうはいいんですが、ただ、時間外に関しましては、私は町長にお願いしたいんですが、やはり時間外するほどの莫大な量なのか。時間外は本当に時間外だと私は思ってます。その辺を踏まえないでやってしまうと、時間外が評価されるような職場では、中には優秀な職員もたくさんいます。それこそ時間外手当を出していい職員もいるのではないかと、私個人的には思ってます。

その辺をですね、十分に各担当課長は把握して、やっぱり伸びる芽、それを伸ばしていないと、この小さな町は運営できないんじゃないかと私は思っているんですが、その点について、町長の御所見をお願いします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 大変いい質問をいただきました。

やっぱりそのとおりだと思いますので、その辺のところをよく気をつけられて配慮して判断をさせていただきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） それでは、（１）の一般職員の関係につきましては、時間の関係上、以上で終了いたします。

続きまして（２）、通告しております会計年度任用職員等の雇用、この等ということは、うちのほうは一般会計任用職員という形でやってるんですが、スポットで臨時とか何とかあるのではないかとということで、この等という形を用いてやっているんですが、一般職員につきましては、当然定員管理等あるんですが、この会計任用職員等、これについての一応予定表等は作成しているのか。

なぜならば、現在我が町で占める会計年度任用職員のパーセンテージは、かなりの数字に上っているわけです。二、三人ではないと思われます。よって、その辺は一応作成しているのかどうか。これは法的な義務も何もないと思われますが、現状について説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） お答えいたします。

御質問ございました会計年度任用職員等雇用予定調書という名称のものは、作成はしておりません。ただ、雇用する流れにつきましては、本町におきましては、11月上旬に各課に対し会計年度任用職員の必要人数等の調査を実施しております。その調査結果を基に協議をいたしまして、各課の任用予定人数等を確定しております。その結果を踏まえ、当初予算へ計上する流れとなっております。ですので、各課から必要人数を上げていただいて、そこで予定人数を確定するということになっております。こちらが議員おっしゃるような会計年度任用職員等雇用予定調書に当たるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 総務課長からただいま説明ありましたが、各課から一応要望書等を徴収して、総合的に勘案して定数を定めているという形で理解すればよろしいわけですね。特別、予定調書なるものを作っているわけではない。ただし、各課から要求された項目に基づいてやっているという対応で理解すればいいわけですね。

それではですね、令和7年度、この会計年度職員の実態ですね。これにつきましては、形態と人数という形で報告したいんですが、一応私の知る限りでは、会計年度職員の

方は、フルタイムの方と、あとは普通の方、あとパートと言えいいんですかね、週何日とか、そういう方もいるかと思われませんが、その人数ですね。報告願います。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） お答えいたします。

会計年度任用職員の令和7年度の雇用状況でございますが、合計で48人を任用しております。各課の人数を申し上げますと総務課で4人……（「結構です」の声あり）それはいい。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 各課のやつは結構です。

総数と形態で、フルタイムと週休とか多分あると思うんですが、その人数だけで、過去のやつは結構です。時間の無駄です。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） お答えいたします。

今現在、フルタイムの会計年度任用職員は2名となっております。それ以外の方につきましては、パートタイムの会計年度任用職員ということになっております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 我が町の会計年度任用職員の雇用状況を説明していただいたんですが、ここですね、3番目に入ります。

雇用期間の課題ということであるんですが、会計年度任用職員が制度化されていますが、なおかつ制度上やむを得ない面もあるんですが、給料徐々によくなっているんですが、さらにですね、この期間ですね、雇用期間、こちらをよく検討していただきたい。原則としては、任用職員の任期は、公募によれば1年以内ということですが、これは最低賃金じゃないんですが、最低のラインであって、自治体の裁量でですね、1年から2年とか、そういうことが可能だと、そういうケースもあるということ認識しているんですが、かたくなに1年というのは、会計年度職員の方にとってもですね、公募という格好いい採用方法を取っているんですが、せめてですね、今はあれですけど、今後3年、すぐ5年は無理ですが、その辺の配慮をやってもやぶさかではないと私は思われます。よく世間で言われている、この原則1年雇い止めの悪用として多々報道されていますけれども、やはりですね、先ほど48名の方が色麻町において会計年度任用職員として頑張っているわけですね。105名のうち48名ですね。割合でいえば。そういう状況下であれば賃金等云々もあるんですが、まあ財源も絡むんでしょうけれども、この期間についてはですね、町長の英断をもって、また、働く人もですね、せめて3年、5年であれば、その期間ですね、安定してですね、職場に就けると私は思われます。毎年毎年公募してやってるようですが、さらに言えば会計年度職員のほうがレベルが高いですよ。新入職員はいざ知らず。そして、さらに公募という制度の中で一生懸命やっているわけです。やっぱりその辺はですね、せめて3年、できれば5年くらい対応すべきでは

ないかと思うんですが、町長の御所見を伺っておきます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。会計年度任用職員の雇用期間に関する課題ということで、原則1年ごとの任用ということであり、雇用の安定性が乏しいという、そういう点は御指摘のとおりかと思っております。

ただ、会計年度任用職員の任用期間につきましては、これは地方公務員法のほうで、原則1会計年度内ということで限られております。法令によって複数年度に及んで1年じゃなくて2年、2会計年度、3年会計年度でそこで任用できれば一番いいんですが、なかなか今の法令上では1会計年度というふうに限られておりますので、そこもなかなか厳しいという状況にはなっております。

ただ、といいましても、会計年度任用職員の方々につきましては、当然専門的知識、資格が必要となる業務に従事していただいている方もおりますし、そのほか業務量が増加するところ、各課に配属していただいて、行政運営に一役を担っていただいております。

当然会計年度任用職員というのは、町にとっても必要な人材であるということは私も認識しております。会計年度任用職員につきましては、再度の任用ということが可能となっております。1年度限りで終了となりますけれども、先ほど申し上げました再度の任用の流れということで、まず調査を行って、各課の人数を確定させるということをお願いしました。その後、今現在会計年度任用職員となっている方に対して、再度「もう一度、会計年度任用職員として任用したいんだけどどうか」ということで希望を取っております。それに基づいて、翌年度の再度の任用という形を取らせていただいております。

昨年6年度までは、この再度の任用というのは連続2回ということでしたので、2回ということとは、初年度、2年度、3年度、長くても3会計年度、3年間しか会計年度として再度の任用は認められておりませんでした。制度改正によりまして、令和6年6月に本町でも規則の改正を行いまして、いわゆるこの連続2回というのを撤廃しております。ですので、今までは連続2回までしか再度の任用できなかったという点ではございましたが、やろうと思えば5年、あるいは10年という形で再度の任用は可能ということになっております。

当然、先ほども申し上げましたが、会計年度任用職員については町の行政運営にとっては必要な人材であるということは認識しておりますので、この運用を続けていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） ただいま会計年度の制度的な法的な内容等に説明をいただいたんですが、現状としてですね、現状として、やはり毎年毎年各課から定数確保して、審査云々というのは行政サイドの話であって、会計年度職員にとってはですよ、1年限りな

んです。原則は。そうであれば、やはりですね、3年なり5年、安心してですね、その期間職員に整理してやってもらう、それも必要ではないかなと私は思います。

先ほど課長が言いましたが、国は令和6年度、公募を得ずに継続雇用できる期間の上限の撤廃、これが出てきたということですが、この件につきましては、私の知る限りでは、福祉分野とか職務に限定された形での上限廃止なのかどうか。ちなみに秋田県のほうでは、福祉の分野でこの制度を利用して撤廃してやってる。そういう事実もあるわけなんです、その辺もう少し説明を、内容を求めます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、再度の任用ということで令和6年に国のほうで撤廃しております。業務につきましては、福祉部門に限ってということはありません。本町においては、全ての業務に関してこの撤廃を適用しております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） せっかく国のほうでも会計年度職員の任期について改正されているので、色麻町なりにできる範囲ですね、会計年度職員の身分の安定を図るべき、今後やっていただきたいと思います。

以上で、人事管理につきましては一般質問を終了いたします。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 続きまして、第2項目でよろしいですか。

○議長（天野秀実君） どうぞ。

○8番（小川一男君） それでは、通告しておりました地域防災計画、そこで勤務時間内の実習配備、それから食料品等の備蓄、それから、これが一番私が提案、主張したいとこのなのですが、防災士の育成と活用ということで、3項目に分けてたゞいまから質問いたします。

まず初めに、自主防災の体制ですが、ページ数で言えば853ページに、ここに災害警戒本部等であるんですが、上の内容等につきましては分かるんですが、その下に時間外の自主配備、この点について、条文は「自主的に登庁し配分する」という1項目になっているんですが、これではあまりにも曖昧模糊で、さらに時間外という状況下でどのように対応するのかが、その辺が体制として不安になります。やはりですね、町長も言ってますけれども、自助・公助・共助という形あるんですが、最低、町として体制は確立しておかなければ、適切な情報周知徹底はできないと思われませんが、これをどのように解釈していいのかどうか説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 小川一男議員の2つ目の質問、地域防災計画についてということについて、答弁をしたいと思います。

詳しくはいらなくて、この時間外関係にということが今強調されたようですけれども、

少し前文のほうから述べさせていただきたいと思います。

色麻町の地域防災計画では、災害応急対策を遂行するために、あらかじめ災害等に対処するための組織配備体制及び職員の動員等について定めております。

この際、町は災害発生のおそれが高まっている場合、膨大な量の情報を収集・分析をして、それに基づいて避難情報発令あるいは伝達することにも留意をし、災害発生時、避難情報の発令も含めた災害応急対策を速やかに行うために全庁を挙げた役割分担体制等を構築するように努めることとしております。

また、町の地域防災計画に定めております災害対策、応急対策を実施するための配備体制として、色麻町災害対策本部条例に基づいて災害警戒本部、それから災害対策本部を設置することとしております。

発令区分の状況によって配備体制は異なるわけですが、総務課長が中心となって配備する課と連絡調整を取って体制を整えていると。こういう状況であります。

また、今、夜間、いわゆる勤務時間外の場合のことについて指摘ありました。確かに言われておるとおり、自主的に出動し、配備体制を取るということふうにしております。この自主的な出動ということについての指摘であると思いますけれども、これは確かに、ちょっと改めて考えれば不安ということになりますけれども、一応、性善説ということですね、職員は公務員として、これは自覚されているものだとということでこういう表現をさせていただいております。

なお、このことについては、なお慎重に判断しなくちゃならないかもしれませんが、確かに自主的と言うと、あまりにも何て言いますか、責任がないような捉え方もされる可能性もあるということになるかもしれませんので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） ただいま町長から自主的配備について説明ありましたが、私も性善説について、町長の回答を了といたします。

よって、1番目の項目は終了します。

次にですね、計画の中で、171ページ、食料飲料水等及び生活物資備蓄の関係ですが、これも過般の新聞にも載っていましたが、現在、我が町では備蓄している場所、何か所あるのか。それから、こまなアイテムは必要ないんですが、食料品とかタオルとかいろいろあるんでしょうが、その品目、その現状について。さらにですね、食料に関しては、賞味、消費期限があるので、年1回点検しているのかどうか。よって、賞味期限切れたもの等の次にありますが、備品の処分ですね。つまり備蓄の在庫管理の現状について説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） 答えいたします。

まず、備蓄の場所ということですが、全部で9か所に備蓄しております。備蓄しているものは9か所ごとに様々ではございますけれども、主な品目といたしましては、まず、

食料品、あとは水、個数もでしょうか。個数。物だけでよろしいですか。備蓄倉庫に主にしては、当然、食料品、あとは飲料水、そのほか生活物資で主なものといましては、毛布、タオル、マスク、あとトイレットペーパー、ティッシュ等でございます。そのほかにですが、避難所用資機材といしまして、簡易トイレ、それから簡易の段ボールの間仕切り、それからワンタッチのパーテーション、あとは段ボールベッド等を備蓄している状況になっております。

それから、非常食の点検、ちゃんとしているのかということでございますけども、こちら非常食の一覧表というのは、いつ購入していつ賞味期限が切れるのかということを手帳上作成いたしまして、そちらで管理しております。毎年、当然年数回程度は状況等を把握して、ちゃんとなっているのかというのを、間違いなく、賞味期限はこれで間違いのないよなということを確認している状況でございます。

あとは当然期限が切れる、期限が切れて処分しなければならない非常食というのは、当然毎年出てきます。その処分方法につきましては、むやみやたらに廃棄というわけではございません。現在、この賞味期限が迫っている非常食あるいは飲料水につきましては、去年も実施しましたが、町の総合防災訓練、あるいは自主防災組織、または学校等が実施する防災教育訓練等で、この非常食や飲料水を配布いたしております。期限が過ぎるおおむね6か月から3か月くらいをめぐり、町内の自主防災組織あるいは学校等に、こういう期限切れになりそうな飲食料品等がありますので、防災訓練等で活用しませんかということで調査を行います。それで使わせていただきたいという話になれば、その要望等に応じて配布して、当然期限が過ぎてこちらで処分することがないように注意して管理しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 備蓄関係につきましては、場所が9か所で、食料品、水等もろもろ。ただですね、ここで今説明ありましたが、点検・洗い出しの関係については、年数回、これは定期的に何名で実施しているのか。

処分につきましては理解しました。併せてですね、我が地域でも自主防災組織があります。そこにも支出で備蓄をやっているんですが、各自主防災組織として、その辺との連携、つまり町ではこのくらいの備蓄を把握しているが、各地区における備蓄の状況は把握しているのか、あるいは連絡を取っているのか。

なぜならば、ここにありますけれども、自助によって3日間の食料確保、それはそれで当然です。町長がよく言ってますけれども、当然自助です、原則は。ただ、その中でですね、町でもやっているし、さらに自主防災組織は確立させて現在活動しているわけですね。そうした中で、具体的に言うと、個人であれ自主防災組織、さらに町という形で、個人は把握は難しいんでしょうけど、せめて自主防災との備蓄の関連については把握しておくべきではないかなと私は思われますが、その点について説明を。

さらに、国のほうでは年1回公表するような、備蓄に関してはですね。そういう発表

もなされているので、なおその辺の連携を密にすべきではないかなと思うんですが、回答を求めます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） お答えいたします。

まず、備蓄の食料、非常用備蓄食料品の点検の件ではございますが、まず、定期的に先ほどは数回ほどと言っておりましたが、時期につきましてはちょっと定めてはいない状況でございます。何人で行っているかということは、防災担当２人で点検を行っております。

あと、各地区、各自主防災組織で備蓄している食料との連携とか兼ね合いということではございますけども、各自主防災組織で食料品等、水等を備蓄しているというのはこちらでも把握はしているんですが、どの地区でどの程度の食料品あるいは水を確保しているかというのは、大変申し訳ございません、こちらでは把握していない状況となっております。

ただ、議員おっしゃるとおり町で保管している食料品、飲料水、それとあと、自主防災組織が保管しているものということを、今後連携していくことも必要ではあるというふうには今考えましたので、今後早速ですね、自主防災組織等の現状を把握しながら今後の災害対応に備えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） ８番小川一男議員にお諮りいたします。

ただいま一般質問続行中ですが、休憩後にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前１０時５７分 休憩

午前１１時１２分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。８番小川一男議員。

○８番（小川一男君） 備蓄の関係で、自主防災組織の備蓄状況、ぜひですね、連携を密にして把握するよう提案いたします。さらには、町に報告することによって、自ら自主防災の役員というか、会長、その人たちも多少なりとも自助の自覚、結びつけばよいのではないかなと思われまいますので、ぜひお願いいたします。

次にですね、３番目、これが今回の私の一番の提言なんですが、防災士の育成、活用と公費補助ですね。いくら自助・共助と言ってもですね、なかなか実際現実の問題としては、活動は充実していないのが現実ではないかなと思われまいます。よってですね、組織

で役員、自主防災の中でやっていますが、あくまでも事務処理であって、防災のプロであるこの防災士ですね、民間の資格なんです、ぜひ取得して、自らその中でリーダーシップを取って活動してもらいたい。

現在、町では地域防災あるいは町内で結構ですが、防災士の資格を有している人を把握しているのかどうか、まずお聞きします。

さらに、資格取得の奨励じゃないんですが、町の職員の中にも何名いるのかどうか、その現状分析について報告を求めます。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） お答えいたします。

まず、防災士につきましては、災害に関する十分な認識を持ち、一定の知識・技能を取得したことを日本防災士機構が認定した方というのが定義づけられております。

本町において防災士の資格を取得している方が何名いるのかということでございますが、まず、令和7年4月1日現在ですが、宮城県においては8,708名、県内では8,708名の方が防災士として認定登録されております。色麻町においては10名の方が防災士に認定登録されております。

なお、職員においてこの防災士の資格を取得した、認定登録された方というのは、今のところおりません。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 課長から説明あったとおり、03年に民間の資格として防災士ができました。それはNPO法人日本防災機構、それによると全国で約30万人くらい認定されています。

そこですね、ただいま色麻町においても10名の方が認定を認証されているということですが、できれば他各行政区、最低でも2名くらいずつ配備するよう努力すべきではないかと私は思います。

もちろん役場の職員もそうなんですが、先ほども言いましたが、いざ災害の現場に行った時、そういうプロの人でなければ右往左往して事務屋は事務屋であって、しょせん対応は難しいと私は思われます。そこで、民間の資格ですが、受講料というか認証料というか、私の知る限りでは6万4,000円前後という形、6万3,000円から、8,000円かな、6万4,000円前後ということで認識していますが、ぜひですね、これからのためであれば、せめて半分くらい公費補助という形で育成に励む必要があるのではないかなと思われれますが、お金が絡むことなんです。しかし、いつ起こるか分からない災害に、こういうプロの方を育成しておくというのが事前に必要ではないかなと思われれますが、町長の考えをお願いします。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 行政区に2名配置というのは理想的なんだろうでしょうけども、行政区に2名配置するかしないかは別として、希望があればこれは受けてもらおうと。そ

して、今言われたように、6万幾ら受験料が幾らかかるわけですので、町としてそれを半額ぐらいであれば助成するということについてはやぶさかではないのかなということ、これはまず、そういう防災士というそういう資格を持とうとする人が、まず希望する人はどうかということが一つあると思いますので、それをもって判断をしたいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 確かにですね、今町長が説明したとおりですね、強制ではないわけです。そこは分かるんですが、先ほど来私言ってますけど、自助・共助という形の中で、そういうプロの人も第一線でですね、地域でコミュニケーションを取りながらやるというのも必要ではないかという状況下にあると思うんです。たまたま私は行政区2名ということを行ったんですが、その方が不在とか云々を勘案した場合、せめて各地域にそのくらいの人がいるのが理想といえば理想ですが、それが、さらには自助・共助、そういう形で有形無形のこの防災の認識を高めるのに役に立つのではないかなということでは私は提案しているわけなんですけど、確かに興味も関心もなければ別にいいわけです。でも、現実こういう形で、いつ起こるか分からない災害に備えて、防災士の育成と活用を私は当然すべきではないかなと思うんですが、再度町長の説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 町長。

○町長（早坂利悦君） 言われたように、その意義については十分私も理解しております。確かにいざというときの、その場合の行動にあっては、やっぱりプロ化はしておりませんので、やっぱりそういう資格のある人で適切に判断できる人、そういう人は確かに必要だというふうに思います。

なお、そういうことでそれぞれの地区の区長さん方に働きかけながら、そういう人が、希望する人があれば検討させてほしいというふうに思います。あれですね、公費の負担についても検討したいと、半分ぐらいは検討したいというふうに思います。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 今回、2問質問しました。

私の性悪説に対して性善説の回答をいただいたことに感謝申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長（天野秀実君） 以上で、8番小川一男議員の一般質問が終わりました。

これをもって一般質問を終了いたします。

日程第3 報告第2号 令和6年度色麻町繰越明許費繰越計算書について (令和6年度色麻町一般会計繰越明許費)

○議長（天野秀実君） 日程第3、報告第2号令和6年度色麻町繰越明許費繰越計算書について（令和6年度色麻町一般会計繰越明許費）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告の内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 報告第2号令和6年度色麻町繰越明許費繰越計算書について、御報告を申し上げます。

令和6年度色麻町一般会計補正予算（第9号）、同（第10号）及び同（第11号）に規定した繰越明許費について、次のとおり翌年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。

款、項、事業名、金額を申し上げます。

第2款総務費第1項総務管理費では、公用車購入事業で239万6,000円。

第3款民生費第1項社会福祉費では、物価高騰支援給付金給付事業で140万円。

第4款衛生費第1項保健衛生費では、保健福祉センター管理事業で1億2,063万4,000円。

第8款土木費第2項道路橋梁費では、橋梁維持補修事業で2,264万円。

金額合計1億4,407万円を全額翌年度に繰越したものでございます。

財源内訳ですが、既収入特定財源が200万円、未収入特定財源の国県支出金が1,522万1,000円、地方債が1億1,610万円、一般財源が1,374万9,000円となりました。

以上、簡単ではございますが、令和6年度色麻町繰越明許費繰越計算書についての御報告といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって報告の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。5番相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） お尋ねをちょっとしたいと思います。

昨年の予算における繰越明許、3月1回目、2回目等の、9号、10号、11号、当初の補正予算についての内容だと思われます。計画書についても中身は間違いないものだと思うんですが、この中で、現在の各款項の進捗状況、例えば先ほど提案出てる福祉課のほうですか、冷暖房のセンターについて98%、6月末まで終わるとかいうのは出ております。ただ、それ以外の部分について現状どのような状況なのか。総務管理費の公用車についての購入事業とか、民生費かな、こちらについての給付事業等についての進捗状況等々いろいろあると思います。これについての現状の進捗状況をお尋ねしたいと。

また、各事業の完了予定時期としていつ頃を考えているのか。この2点御質問を入れておきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） それでは、相原議員の御質疑のございました進捗状況ということでございます。

大変申し訳ございませんが、それぞれの担当課のほうから御報告をさせていただきたいというふうに思います。

それで、企画財政課のほうで担当しております公用車の購入事業の件でございますけれども、令和7年3月7日に繰越明許費の御可決をいただきました公用車の購入事業で

ございます。

令和7年1月22日に仙台トヨペット株式会社古川店と契約を締結いたしております。
令和7年1月22日でございます。に、契約を締結しておるところでございます。

3月、何とかぎりぎり納期ということで進めてまいりましたが、どうしても半導体関係の部分ですね、納期が遅れてしまうということで繰越明許をさせていただいたところでございます。

今現在の納入予定といたしましては、6月の中旬から下旬ということで、ここまではっきりした日付は決定しておりませんが、6月中には納入できるということで、現在、準備のほうを進めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） それでは、民生費の物価高騰支給給付金給付事業のほうについて御説明申し上げます。

繰越し140万円のうちですね、今年度繰越しで支払いしてる分は、1件当たり3万円の11世帯ということで33万円になります。

それと、今、確認書を送って返答がなかったところが4件ありますんで、そのところは再通知等を差し上げて対応したいと考えております。

あと、残りの部分、想定してた部分は、令和6年度末時点での支払いが終わっておりますんで、そういったところでいえば、今申しあげました33万円と、あと残り返信がない部分というところで、こちらの確認を国の申請期限7月31日までとなっておりますんで、それまでにその辺の確認を取ってということで考えております。

以上です。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

保健福祉センター管理事業、こちらのほうは保健福祉センターの冷暖房設備改修工事その2のほうでございます。工期につきましては、完了年月日で6月30日までということで、進捗率につきましては98%でございます。

次の橋梁維持補修事業のほうでございますが、こちらのほうにつきましては進捗率のほうから御説明いたします。進捗率につきましては、現在80%。それで、工期のほうにつきましては6月30日まで完了予定でございます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今、ちょっと各課の課長方から説明を受けました。

今月末まではほぼほぼの事業が完了するんだろうなと思われれます。しっかりとその辺り、追求していただきながら、先ほど答弁した内容で進めていただきたいと思うんですが、確実にそこはできていくということでよろしいのかどうか。

例えば総務の公用車関係、中旬から下旬という曖昧な返事もございます。果たしてこ

れがずれ込みをしないのかどうか。

また、4件福祉課の関係については返答のないところ、ここについてはしっかりと追
求できるものかどうか、そういった部分を含め再度答弁を求めたいと思います。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） それでは、公用車購入事業の部分でお答えをいたします。

ちょっと曖昧な表現になってしまいましたけれども、6月の中旬には納車できるだろ
うということでの情報は得ておりまして、その辺は逐一確認をしながらですね、何とし
ても6月中には納車をいただくということで進めてまいりたいというふうに思っており
ます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長兼地域包括支援センター所長（高橋康起君） 国の示してる期限としては
7月31日とはなっておりますが、その辺は今月中にですね、もう通知は出して対応した
いと考えております。

○議長（天野秀実君） 建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） お答えいたします。

6月30日までの工期でございますが、不測の事態がない限り完了すると思われま

す。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で報告を終わります。

日程第4 報告第3号 令和6年度色麻町下水道事業会計予算繰越計算書につ いて

○議長（天野秀実君） 日程第4、報告第3号令和6年度色麻町下水道事業会計予算繰越
計算書についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告の内容説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 報告第3号令和6年度色麻町下水道事業会計予算繰越計
算書について、報告の内容を御説明申し上げます。

令和6年度色麻町下水道事業会計の予算繰越につきましては、第1款資本的支出第1
項建設改良費において、色麻浄化センター監視制御設備改修事業で4,500万円を繰越し、
この財源といたしましては、国庫補助金2,475万円、公営企業債2,020万円、当年度分損
益勘定留保資金5万円でございます。

この事業は、委託業務で地方共同法人日本下水道事業団と協定を結び、工事の発注か
ら工事管理を一括して実施している事業であります。

繰越しにつきましては、電子部品半導体等の不足に伴い、機器の製作、納品が遅れていることから、年度内完成が困難なため繰越ししたものでございます。現在は9月30日までの工期内完成を目指し、進めているところでございます。

以上、簡単ではございますが、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき御報告申し上げます。

○議長（天野秀実君） これをもって報告の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、報告を終わります。

日程第5 報告第4号 専決処分の報告について
(色麻町税条例の一部改正)

○議長（天野秀実君） 日程第5、報告第4号専決処分の報告について（色麻町税条例の一部改正）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告の内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼総合徴収対策室長（今野 健君） 報告第4号色麻町税条例の一部改正の専決処分につきまして御説明申し上げます。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、色麻町税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条の規定により、専決処分をいたした次第でございます。

それでは、主な改正点につきまして、本日、議員皆様にお配りしました参考資料により御説明をいたします。

参考資料1 ページのほうを御覧ください。

1の個人住民税でございますけれども、まず、所得税の基礎控除の見直しで、現行ではですね、本人の合計所得が2,400万円以下の場合48万円が控除されておりましたが、その控除が細分化されまして、合計所得132万円以下の場合95万円の控除、132万円超336万円以下の場合88万円の控除、336万円超489万円以下の場合68万円の控除、489万円超655万円以下の場合63万円の控除、655万円超2,350万円以下の場合58万円の控除、2,350万円超2,400万円以下の場合48万円の控除というふうに、控除額が引上げられました。

ただし、この細分化された控除額につきましては、令和7年分と令和8年分のみの特例措置でございまして、令和9年分以後の控除額につきましては、合計所得132万円以下の場合95万円の控除、132万円超2,350万円以下の場合58万円の控除、2,350万円超

2,400万円以下の場合48万円の控除というふうにより、控除額が変更というふうになります。

なお、住民税の基礎控除につきましては、今回の改正において見直しのほうは行われておりませんので、今までどおり合計所得が2,400万円以下の場合43万円の控除というふうになります。

続きまして、2ページを御覧ください。

物価上昇への対応とともに就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除の見直しが行われ、給与所得控除の最低保障額が現行の55万円から65万円に10万円引上げられました。

そうしますと、例えば給与収入が123万円の場合は、今までは55万円が控除されて68万円の所得となっておりましたが、改正後は65万円が控除されて、58万円が所得というふうになります。

次に、(3) 特定親族特別控除の創設についてでございますが、控除対象となる大学生年代の子等の合計所得が85万円、給与収入ですと150万円相当になりますが、こちらの金額までは、親などが特定扶養控除と同額の63万円の所得控除が受けられる特定親族特別控除が新たに創設されました。

また、大学生年代の子等の合計所得が85万円を超えた場合でもですね、親などが段階的に受けられる控除の仕組みが導入されました。

こちらの控除につきましては、納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族であること、前年の合計所得金額が123万円以下であること、控除対象扶養親族に該当しないことなどの条件を満たしている方が対象となりますけれども、所得金額に応じまして、所得税のほうで3万円から最高で63万円が控除され、住民税につきましては3万円から最高で45万円が控除されます。

続きまして、4ページを御覧ください。

2の軽自動車税でございますが、大気環境保護と国際基準調和の観点から令和7年11月に二輪車排出ガス規制が強化され、現行の50cc原付バイクは規制への適合ができず、今後の生産・販売の継続が困難となることから、原動機付自転車の区分が見直されたものでございます。

具体的には、現行の区分に総排気量125cc以下で、最高出力4.0キロワット、50cc相当以下に制御したバイクの区分が追加され、税率のほうで2,000円というふうになりました。

なお、今回の改正につきましては、あくまで新規に開発・生産されるバイクが対象というふうになりますので、現在使用している原付バイクにつきましては、排出ガス規制が満たされていないから乗れなくなるということではございません。既に購入しているバイクにつきましては対象外というふうになります。

続きまして、5ページを御覧ください。

3の町たばこ税でございますが、加熱式たばこの課税方式の見直しで、紙巻たばこの税負担差を解消するための課税方式の見直しが行われました。

具体的には、紙、その他、これに類する材料の加熱式たばこ、いわゆるスティック型の加熱式たばこが加熱式たばこの重量0.35グラムをもって紙巻たばこ1本に換算、それ以外につきましては、加熱式たばこの重量を0.2グラムをもって紙巻たばこ1本に換算されます。

なお、激変緩和等の観点から、令和8年4月1日と令和8年10月1日の2段階で実施されるようになります。

続きまして、6ページを御覧ください。

(2) はたばこ税の税率の特例で、国のたばこ税の税率が当分の間、1本当たり0.5円ずつ、令和9年、令和10年、令和11年と、3段階に分けて引上げられます。

なお、地方たばこ税につきましては、今回の改正において見直しは行われておりませんので、1000本当たり県たばこ税が1,070円、町たばこ税が6,552円と今までどおりというふうになります。

それでは次に、審議資料2ページの新旧対照表を御覧ください。

第18条は公示送達に関する規定で、現在、役場の掲示板に掲示することで行っている公示送達を町のホームページに公示事項を表示するとともに、役場の掲示場または事務所に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することで、公示送達を行うことが可能というふうになるものでございます。

次に、3ページ、第18条の3は、第18条の改正に伴う規定の整備、第34条の2、第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3は、先ほど説明しました大学生年代、19歳以上23歳未満の子などが一定の所得を超えた場合でも、親等が控除が受けられる特定親族特別控除が創設されたことに伴う規定の整備というふうになってございます。

次に、7ページを御覧ください。

第82条第1項、第89条第2項は、先ほど説明しました原動機付自転車の区分の見直しで、現行の区分に総排気量125cc以下で最高出力4.0キロワット、50cc相当以下に制御したバイクの部分を追加するものでございます。

第90条第2項は、道路交通法の一部改正により、個人番号カードに運転免許に係る情報を記録することが可能となったことに伴う、軽自動車税の種別割の減免規定で、個人番号カードと一体化した運転免許証、いわゆるマイナ免許証の提示に関する規定の整備というふうになってございます。

次に、11ページ。附則第10条の3第14項ですが、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の見直しで、当該減額措置を適用するには、マンションの所有者から所定の申告書の提出が必要でございましたが、マンション管理組合の管理者等から、期間内、工事完了から3か月以内に必要書類等の提出があり、当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、マンションの所有者から当該減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても適用することができるよう追加するものでございます。

次に、12ページ。第16条の2の2は、先ほど説明しました加熱式たばこの課税方式の

見直しで、２段階に分けて、一本当たりの税額を紙巻きたばこと同等にするため追加されたものでございます。

以上が主な改正点というふうになってございますが、その他、項ずれ等に伴う所要の修正等も併せて行っております。

次に、附則について御説明いたします。

議案書８ページを御覧ください。

第１条の施行期日は、令和７年４月１日から施行すると規定しており、地方税法等の関係で、これと異なる期に施行するものにつきまして、第１号から第３号に規定をしております。第２条は公示送達に関する経過措置、第３条は町民税に関する経過措置、第４条は固定資産税に関する経過措置、第５条は軽自動車税に関する経過措置、第６条は町たばこ税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

以上、色麻町税条例の一部改正の専決処分についての説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって報告の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、報告を終わります。

日程第６ 報告第５号 専決処分の報告について
(色麻町国民健康保険税条例の一部改正)

○議長（天野秀実君） 日程第６、報告第５号専決処分の報告について（色麻町国民健康保険税条例の一部改正）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から報告の内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼総合徴収対策室長（今野 健君） 報告第５号色麻町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分につきまして御説明申し上げます。

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和７年３月３１日に公布され、同年４月１日から施行されたことに伴い、色麻町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第１８０条第１項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第２条の規定により専決処分をいたした次第でございます。

主な改正点ですが、高齢化等による医療給付費等の増加が見込まれる中で、国民健康保険税負担の公平性の確保及び低所得者に対する負担軽減を図る観点から、国民健康保険税限度額及び軽減制度の改正というふうになってございます。

それでは、詳細につきまして御説明いたしますので、審議資料１４ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条第2項は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を、現行の65万円から66万円に引き上げる改正、第2条第3項は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行の24万円から26万円に引き上げる改正というふうになってございます。

第23条第1項は第2条において、課税限度額を引き上げたことに伴い65万円を66万円に、24万円を26万円に同じく引き上げる改正でございます。

次のページ、第2号及び第3号は、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について改正するもので、第2号の5割軽減が現行の29万5,000円を30万5,000円に、第3号の2割軽減が現行の54万5,000円を56万円に引き上げる改正というふうになってございます。

次に、附則について御説明いたします。

議案書12ページをお開きください。

第1項の施行期日は、令和7年4月1日から施行するというふうに規定をしております。

第2項の適用区分は、改正後の色麻町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の国民健康保険税について適用することを規定しております。

以上、色麻町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分についての説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって報告の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

以上で、報告を終わります。

日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

（色麻町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）

○議長（天野秀実君） 日程第7、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（色麻町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼総合徴収対策室長（今野 健君） 承認第1号色麻町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正の専決処分につきまして御説明申し上げます。

この条例は、離島振興法第20条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、色麻町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたした次第でございます。

それでは、審議資料16ページの新旧対照表を御覧ください。

第2条に課税免除の適用について規定されておりますが、離島振興法第20条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令により、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、基本計画の同意期限が令和10年3月31日まで延長されましたので、それに併せまして第2条中の令和7年3月31日を令和10年3月31日に改正するものでございます。

議案書14ページに戻りまして、この条例の施行期日でございますが、令和7年4月1日というふうになります。

以上、色麻町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正の専決処分についての説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって報告の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。1番工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） この承認1号という形で議案書載ってるわけですけども、この承認ということは、承認されなかった場合はどうなるんでしょうかね。

というのは、この承認という形で議案書に上程しておきながら、もう既に町の条例直ってますよね。施行日等がね。今までの令和7年3月31日までだったものが、既に承認されないうちに10年の3月31日に改正されて、条例もそういうふうにもう施行してるわけですよ。それについての整合性というのはどうなるのかをちょっと確認したいと思います。

○議長（天野秀実君） 税務会計課長。

○税務会計課長兼総合徴収対策室長（今野 健君） お答えをいたします。

今回、承認という形になってございますが、専決処分といいますか、報告ではないということでございますが、報告する部分につきましては、町長の専決処分の指定に関する条例の中で、第2条中ですね、第4項で会計年度末における日切れ扱いの地方税法等の改正に伴う当然必要な条例の改正につきましては、町長の専決事項というふうになってございます。今回それには合致しませんので、今回承認という形でさせていただきました。

地方税法の179条につきましては、こちらの中で地方団体の長につきましては専決処

分ができるというふうになってございますので、そちらのほうで専決処分をさせていただきまして、議会のほうにそれを報告するというふうになってございますので、今回そういった形で承認という形で出させていただきますして、報告をさせていただいたということでございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1 番（工藤昭憲君） いや、要するに専決処分の対象でないもんですから、だから承認という形で出したという回答でいいんですか。逆ですか。専決処分と同等なので、要するにね、この上程するのはいいんです。専決処分するのも別に問題はないんですよ。ただ、承認という形で上程するもんですから、だって承認されなければどうなるのかなという思いがあったんですよ。私の解釈が間違ってるんでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） お答えいたします。

専決処分については2種類あるというのは議員御存じかと思います。179条と180条です。180条につきましては、議会が認めるものということになっております。179条で専決処分を行って議会が承認をしない、否決されたという場合でございますけども、市町村長の専決処分の結果の報告が議会の承認を得られなかった場合であっても、専決処分の効力には影響ないという判例が出ておりますので、そのような回答とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1 番（工藤昭憲君） あのね、議会の同意なくてもそれを通るっていうか問題ないっていうのは分かってるんです。ただ、文言として報告でなくてね、承認として出てるもんですから、承認っていうのは要するにこういうことに対してこうしましたよっていう問題じゃなくて、こういうふうにするので承認してください、認めてくださいっていう言葉ではないのかなというふうに思ったのね。うん。だから、いや、たしかに総務課長言ったように、そういう判例はあるのは分かってるんです。ただ、何となくしっくりいかないもんですから、だから、改めて納得のいく説明をしていただければありがたいなと思ったんですけども、法的にこうだあだというしゃくし定規ではなくて、承認という形で出してる以上は、承認されなかった場合、いや、くどいっていう、判例でそうなってるんだと言われればそれまで、それで押し切られればそれまでなんですけれどもね。何となくこう釈然としないんですよ。承認という形で上程しておきながら、もう既に施行日ももう施行してるわけですよ。これ見ると。色麻町地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例、これも内容変わってるんですよ。当然。3月31日、令和7年の、改正されて4月1日から施行されているわけですから。でも、何となく議会に承認してくださいって出している割にはもう既にもう変えてる。しっくりいかないんで釈然としないんです。

だから、何度も言いますけども、判例が出てるのも知ってるんです。別に議会に認めてもらえなくてもね。こういう承認という形で出しておきながら、何となく釈然としなもんですから、どうなんだろうということなんですよ。

お願いします。もう一度。

○議長（天野秀実君） 総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） お答えいたします。

まず、地方自治法の179条の第3項におきましては、普通地方公共団体の長は、次の会議において専決処分をしたら、次の会議においてこれを議会に報告し、報告してですよ、報告し、その承認を求めなければならないと規定されております。今回はそのとおり規定のとおりにやらせていただいております。

先ほど申し上げましたが、議会の承認が得られなかった場合でも専決処分の効力には影響ないという判例も出ておりますので、このような回答にさせていただきます。

以上でございます。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

暫時休憩をいたします。

再開は、午後1時30分といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（天野秀実君） 休憩を閉じて会議を開きます。

日程第8 議案第57号 色麻町手数料条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第8、議案第57号色麻町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼総合徴収対策室長（今野 健君） 議案第57号色麻町手数料条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和3年9月1日に施行された地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第5条第1項の規定に基づき、令和6年12月に地方公共団体情報システム標準化基本方針が策定され、そのシステム標準化に伴い、町手数料条例の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正を行うものです。

主な改正内容でございますが、現在、世帯全員の所得証明書につきましては、5人まで1枚に記載し発行しておりますが、標準化に伴いまして、1人1枚の記載に変更というふうになります。

また、固定資産評価証明書や効果証明書などにつきましては、現在、土地と建物を分けて発行しておりますが、標準化に伴いまして、土地、建物をまとめて記載する様式へと変更というふうになります。

そういった状況から、関係する証明書等の種類や額等につきましても併せて見直しを行いまして、今回、改正するものでございます。

それでは、審議資料17ページの新旧対照表を御覧ください。

本条例においては、別表に手数料の種類及び額を規定をしております。

その中の1、2につきましては、今お話をしました所得証明書や固定資産に関する証明となっており、種類や額等につきまして少し分かりづらいところがありましたので、種類につきましては、1の諸税、公課に関する証明の交付を、納税・所得・課税・非課税に関する証明の交付に変更。2の土地、建物その他物件に関する証明の交付を、固定資産所有・評価・公課に関する証明の交付に変更するものです。

また、額等につきましては、1件につきを1枚につきに変更し、額はそのままの300円でございますが、複数枚になることもありますので、町民生活課で発行している証明書等と併せまして、1枚増すごとに50円を加算するというふうにただし書を追記及び変更しております。

次に、3、4についてでございますが、こちらは固定資産の課税台帳や、土地の図面に関することなどを規定しておりますが、こちらも少し分かりづらいところがありましたので、3の公簿、図面の閲覧、4の公簿、図面の写しの交付の前に、それぞれ課税台帳等を追記し、3は課税台帳等公簿、図面の閲覧、4は課税台帳等公簿、図面の写しの交付にそれぞれ変更しております。

また、額等につきましては、現在3の閲覧が1件につき、それから4の写しの交付が1枚につきというふうになってございますので、こちらを1件につきに統一し、額はそのまま300円ですが、対象地番が複数にまたがる場合もございますので、その場合はその対象地番が記載されている全部で1件とするとただし書を変更及び追記しております。

議案書16ページに戻りまして、この条例の施行期日でございますが、本町では令和7年7月28日からシステム標準化の運用が開始されますので、その運用開始日と同日の令和7年7月28日から施行するものです。

なお、経過措置としまして、この条例の規定はこの条例の施行日、施行の日以後受理する申請から適用し、当日前までに受理したものにつきましては、なお従前の例によると附則で定めております。

以上、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第58号 令和7年度色麻町一般会計補正予算（第2号）

○議長（天野秀実君） 日程第9、議案第58号令和7年度色麻町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 議案第58号令和7年度色麻町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,327万9,000円を追加し、予算総額を45億7,850万6,000円といたしました。

まず、歳入から申し上げます。

議案書24ページを御覧ください。

第16款県支出金は、合計で68万4,000円の減額で、2項県補助金5目農林水産業費県補助金は、事業主体から補助事業の取下げ申出に伴い、園芸特産重点強化整備事業補助金139万円の減、多面的機能支払交付金事業対象面積の変更に伴い、多面的機能支払交

付金64万6,000円の増。

第19款繰入金は、2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金1,200万円を増額し、今年度の予算上の財政調整基金繰入額を2億500万円としたところであります。

5目減債基金繰入金は、平成30年度に緊急防災・減災事業債を活用し導入した全国瞬時警報システムJ-ALERTについて、今年度を実施予定のシステム機器更新に伴い、全国瞬時警報システム機器整備事業債の未償還分について繰上償還を行う必要が生じたことから、減債基金からの取崩しを行い償還に充当するため、86万3,000円を増額するものです。

これにより、第19款繰入金は合計で1,286万3,000円を増額となっております。

第21款諸収入は、町村地域づくり振興等助成金100万円の増となっており、充当先については、第10款教育費において3項社会教育費1目社会教育総務費の生涯学習事業等に70万円、一般財源からの財源変更分として、2目公民館費に20万円、4項保健体育費1目保健体育総務費に10万円を充当することとしております。

次に、議案書25ページ、歳出について御説明申し上げます。

今回の補正では、各款項に人件費の増減がありますが、主に人事異動、人事配置によるものを整理したものでございます。なお、当初予算に計上した職員数と比較しますと、常勤職員が100人で4人増、再任用短時間職員が5人で2人減、合計105人で2人増となっております。今回の人件費の補正においては、一般会計分377万円の増、特別会計分441万3,000円の増、水道事業会計分22万円の増、合計で840万3,000円を増額となっております。

それでは、人件費以外の主なものを中心に御説明をさせていただきます。

議案書26ページを御覧ください。

第2款総務費は合計で341万5,000円の減額で、主なものは1項総務管理費8目交通安全対策費で、カーブミラー設置工事費22万6,000円の増、第12目情報システム管理費は、ガバメントクラウド対応に係る第5次LGWAN設接続回線料90万円の増、県自治体情報セキュリティクラウド運用費負担金19万4,000円の増などとなっております。

議案書27ページを御覧ください。

5項統計調査費5目国勢調査費は、統計調査員数及び報酬単価の変更により、指導員調査員報酬合計で6万5,000円の増。

議案書28ページ上段に移りまして、福祉施設等における国勢調査について、施設に調査業務を委託するための費用として、事務委託料20万4,000円の増などとなっております。

第3款民生費は合計で1,140万4,000円を増額で、主なものは1項社会福祉費において、3目国民健康保険対策費で、職員人件費に係る国民健康保険事業特別会計繰出金441万3,000円の増などとなっております。

第6款農林水産業費は合計で129万円の減額で、主なものは1項農業費3目農業振興費において、歳入でも御説明いたしましたが、補助事業の取下げ申出に伴い園芸特産重

点強化整備事業補助金180万7,000円の減。

5目農地費で多面的機能支払交付金事業対象面積の変更に伴い、多面的機能支払交付金事業補助金124万8,000円の増などとなっております。

議案書32ページを御覧ください。

第10款教育費は合計で27万3,000円の増額で、主なものは33ページに移りまして、3項社会教育費において、1目社会教育総務費で歳入でも御説明いたしましたが、町村地域づくり振興等助成金を財源とした、しかま・まなびのテラス講演会開催に伴う生涯学習事業講師等謝礼50万円の増。

4項保健体育費は5目学校給食センター管理費で、34ページに移りまして、学校給食センター厨房機器修繕料28万2,000円の増などとなっております。

第12款公債費は歳入でも御説明いたしましたが、全国瞬時警報システムJ-ALERTの機器更新に伴い、繰上償還を行う必要が生じたことから、86万3,000円を増額するものです。

第14款予備費は201万7,000円を増額し、歳入歳出予算の調整を行いました。

次に、21ページにお戻り願います。

議案書21ページ、第2表債務負担行為補正ですが、住基ネットワークシステム機器の借り上げ及び保守管理業務の委託、期間が令和7年度から令和12年度、限度額3,300万円を追加するものであります。

以上、令和7年度色麻町一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げましたが、詳細については款項を追っての質疑の際にお答え申し上げます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。議案書24ページ、歳入から入ります。

歳入。

15款国庫支出金3項委託金。（「なし」の声あり）

16款県支出金2項県補助金。（「なし」の声あり）

3項委託金。（「なし」の声あり）

19款繰入金2項基金繰入金。（「なし」の声あり）

21款諸収入4項雑入。（「なし」の声あり）

25ページの歳出に入ります。

1 款議会費 1 項議会費。（「なし」の声あり）

2 款総務費 1 項総務管理費。（「なし」の声あり）

26ページに入ります。

2 項徴税費。（「なし」の声あり）

27ページ。

3 項戸籍住民基本台帳費。（「なし」の声あり）

5 項統計調査費。（「なし」の声あり）

28ページに入ります。

3 款民生費 1 項社会福祉費。（「なし」の声あり）

2 項児童福祉費。（「なし」の声あり）

4 款衛生費 1 項保健衛生費。（「なし」の声あり）

30ページに入ります。

6 款農林水産業費 1 項農業費。 5 番相原和洋議員。

○ 5 番（相原和洋君） こちらでお尋ねしたい件がございます。

3 目農業振興費、こちらについて補助金歳入でも載っておりましたが、園芸特産重点強化の事業費として180万7,000円、今回減額なっております。当初予算でたしかこれつけた内容だと思います。説明は先ほど聞きましたが、取下げによるものということでございますけども、具体的になぜこのタイミングで取下げという形になったのか。

その点について、まずお尋ねしておきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 答えいたします。

まず、事業実施主体のですね、JA加美よつばのほうから事業対象農家の健康面の理由で、ネギ収穫機1台のですね、取下げ申出がありまして、それに伴った減額となっております。

以上です。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○ 5 番（相原和洋君） 今、課長から答弁いただいたとおり、3月の当初でもパイプ資材におけるネギのパイプ資材かな、多分。育成についての内容ということは聞いておりましたが、この3か月の間でそれだけ100%の取下げになる状況というのは一体どういうことなのか。農協さんとどういう話をして当初でこの予算を立てたのか。その辺りは多分あると思われます。算出根拠を踏まえながら、今回の取下げ、減額100%ですから、町としてその考えはどうか、農業振興を踏まえる上で活性化を図っていくことも必要だと思われます。

そういったことを加味しながら再度答弁を求めたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） 答えいたします。

当初予算におきましても、先ほど申し上げました、ネギ収穫機1台ということで予算

のほうは計上させていただいておりました。

先ほども申し上げたんですが、農協さんのほうから事業対象農家さんの健康面の理由でということで取下げがあったということで、今回180万7,000円を減額したということでございます。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに6款農林水産業費1項農業費についてございますか。工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 農業費でいいんですよね。その中の農地費。

歳入のところでも説明がありまして、この対象面積の変更だということで、多面的機能支払交付金事業が124万8,000円、今回増額になってます。対象面積変更ということですけど、具体的に内容をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（天野秀実君） 農林課長。

○農林課長（浅野 裕君） お答えいたします。

多面的機能支払交付金のですね、対象面積が増えたということで、当初予算編成時に対象面積を2,227.8ヘクタールだったんですが、今回2,268.9ヘクタールということで、41.1ヘクタールほど増えたということで、それに伴った増額補正ということでございます。

○議長（天野秀実君） 工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 要するに、当初の予定よりも説明で面積はなかったんですけども、40町歩を超える面積が対象面積として含まれたというふうな認定をしたということで増額ということですね。分かりました。

○議長（天野秀実君） ほかに、農地費ございますか。（「なし」の声あり）

それでは先に進みます。

2項林業費。（「なし」の声あり）

8款土木費1項土木管理費。（「なし」の声あり）

32ページに入ります。

3項河川費。（「なし」の声あり）

10款教育費1項教育総務費。工藤昭憲議員。

○1番（工藤昭憲君） 先ほど歳入でも説明はあったんですけども、10款教育費3項社会教育費まで入ってないんですか。ごめんなさい。

○議長（天野秀実君） 教育総務費ございますか。（「なし」の声あり）

それでは、2項義務教育学校費。（「なし」の声あり）

33ページに入ります。

3項社会教育費。河野 諭議員。

○6番（河野 諭君） すいません。させていただきます。

報償費のですね、生涯学習事業講師等謝礼50万円計上されております。

最初のほうにまなびのテラスというような説明がありましたが、この事業の詳細の説明と、講師の先生はどういった方来るのか。答弁をお願いいたします。

○議長（天野秀実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（荒竹 弘君） お答えいたします。

社会教育総務費の生涯学習事業講師等謝礼の50万円の概要でございますが、まだ講師の先生は予算が通ってないということで、確定はしておりません。宮城県のゆかりのある人を予定しております。会場は、多くの観客に来てほしいということもありまして、町民体育館を予定しております。実施予定は11月中を予定しております。

今のところはですね、ここまでになります。ちょっと当たってる講師の先生はいるものの、まだ確定した御依頼等はしてないので、ちょっとこちら議会のほうではちょっと発言は控えさせていただきます。（「はい、結構です」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに、社会教育費ございますか。相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） まず初めに、1項の総務費ですね、今6番議員が言ってましたけども、ここで生涯学習事業の講師の分、当初で20万円計上しておりました。3月ね。今回、生涯学習で50万円プラスになって70万円になってる。なおかつ、この後の公民館費等々について、トータル100万円計上しているという計上がございます。

まず、1点ずつ聞いていきたいと思います。

当初20万円で経営計画を立てて、今回70万円、50万円増額したことによって、まなびのテラス、こういった成果、効果を求める内容に変えていくのか。20万円のときと70万円の違いつてのはあると思うんですよ。どのような戦略といいますか、学習面で考えているのか。まず、その点をお尋ねしておきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（荒竹 弘君） お答えいたします。

当初予算でですね、計上していた報償費につきましては、このまなびのテラス分は入っていない報償費になります。別な講師への謝礼、あとは委員への謝礼になります。

今回は、令和6年度まではですね、例年当初予算で計上しておりました、しかま・まなびのテラスの事業財源がないというところで予算計上を見送ってたものになります。そちらの財源としていましたのが、令和6年度までは町村地域活性化促進等助成金というような助成金があったわけなんですけども、これが3か年事業ということで令和6年度で終了というところでございました。

今年度3月に町村会のほうから、令和7年度も完全に同様ではございませんが、ほぼ同じ内容で交付金事業を実施する旨の通知が来ましたので、今回補正をさせていただいたところでございます。

今回、まなびのテラス事業の講演内容につきましては、家庭教育講演ということを考えております。家庭での子育て等をですね、どのようにしたらいいとかですね、保護者等に考えていただくいいきっかけになればいいなと思っておるところでございます。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 今、課長の答弁聞きますと、この50万円についてはまなびのテラスに使うと。当初の20万円については、ほかの講師及び研修に使うというお話でござい

ました。この違い含め、トータル的な教育向上をどう図るかって先ほど聞いてるんですけども、その点の戦略、成果をどう考えていくか。それを答弁いただきたいなと思ってますよ。それをいただいてないもんですから、ただ単に事業計画ありますよと、事業する上での根拠、エビデンスはこうなってるかっていうことを聞いてるんです。まず1点。再度その点を答弁求めたいと。

また、公民館費につきまして、ここに財源変更とあるんです。20万円。どこの部分が一般財源から今回の、こちらのその他の財源、特定財源に変更なったのか。これだけだと一目見て分かるのであれば、よっぽど理解のできる方かなと思うんです。その点どうなのか、併せて答弁を求めたいと思います。

○議長（天野秀実君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼公民館長（荒竹 弘君） 答えいたします。

成果、効果、どのようなことを考えているかということでございますが、この講演をきっかけにですね、家庭での教育並びに私生活に生かしていただければなと思っております。対象については児童・生徒、保護者を考えております。

また、公民館費の充当の20万円は何に充てているのかというところでございますが、公民館費につきましては、二十歳の成人式事業の報償費のほうに充当しているところでございます。当初予算では26万5,000円ほど予算がありますけども、そのうち20万円を充当するというところでございます。

○議長（天野秀実君） 5番相原和洋議員にお伺いしますが、答弁漏れはございましたか。

○5番（相原和洋君） 財源変更について一切聞いておりません。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5番（相原和洋君） 大変失礼しました。

公民館費については二十歳の成人式の分を財源変更したよと。できればそういう形で書いていただきたいなと思うんですよね。見方分かんないんで、私たち。もう少し細かく分かりやすいものにしていただきたいと思われます。

また、さっきこの講師について、家庭での教育をしていただきたいという答弁あったんですけど、具体的に家庭の教育というのはどういうことを考えて講演をお願いしていくのか、そういった考え、多分あると思うんですよね。ただ単に家庭教育っていう話ではないと思うんですよ。義務教育の学校と含めてどう考えてこの50万円を効果的にするのか、最後ですからもう一度答弁をいただきたいと思います。

○議長（天野秀実君） 教育長。

○教育長（千葉律之君） 私のほうから少し話させていただきたいと思います。

家庭教育というふうな話を出したのは、公民館運営審議会ですよね。そこに家庭教育の中について、学園のほうで行う前期後期の教育についての講話というふうなものがあるんですが、これが数年行われてなかったというふうなことがありました。

そういったことで審議会のほうでも意見が出されまして、であるならば家庭教育も含

めたですね、含めた、それだけではございませんけども、全てにおいて宮城県の方であるならば誰でも知ってる方、そして色麻に来て、色麻でお話していただける方というふうなことを考えて折衝しているというところでございます。

その中でですね、様々に皆さんに喜んでいただけるような場面を設定していきたいというふうに考えているところでございます。

よろしいでしょうか。

○議長（天野秀実君） 3項社会教育費、ほかにございますか。（「なし」の声あり）
それでは先に進みます。

4項保健体育費。（「なし」の声あり）

34ページに入ります。

12款公債費 1項公債費。（「なし」の声あり）

14款予備費 1項予備費。8番小川一男議員。

○8番（小川一男君） 14款ですよ。

○議長（天野秀実君） 14款です。

○8番（小川一男君） 予備費、補正で201万7,000円。説明にあったとおり、収入、歳入歳出の調整を図ればこの金額になるんですが、今回、補正の予算が1,327万9,000円。そのうち大体15%くらいの数字がこの予備費に充当しているんですが、その理由は。

既に予備として950万円、今、45億円くらいですか、一般。そのうちでこのくらい取ってなおさら数字上は合ってますけれども、このくらい計上しなければならない理由は何なのか。まさか国の予備費の模倣ではないのかと疑っているんですが、説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） お答えいたします。

まず今回ですね、当初予算で918万2,000円、それから第1号補正で34万2,000円の増額。今回、第2号補正で201万7,000円の増額ということで、補正後のですね、予備費の予算額につきましては1,154万1,000円になるということでございます。

例年と比較をいたしますと、この予備費の額がですね、確かに大きくなっているということでございまして、まず1点目でございますが、今回、当初予算の説明のときにもちょっと御説明をさせていただきましたが、施設修繕の修繕料、何かあったときに修繕するための予算というものは全てカットさせていただいていると。本当にもうすぐ直さなければならないものだけを予算計上を認めたということで、財政系のほうで整理をしておりました。そういった部分の修繕料というものも踏まえて少し予備費を計上させていただいているというのが当初予算の形でございました。

今回はですね、まず現在のところのですね、予備費の充用、要はちょっと緊急性があってすぐに対応しなければならないという項目が結構ございまして、現段階で330万円ほど予備費から充用しているということでございまして、この部分でですね、補填を必要だということの部分がございまして、今回少し大きめのですね、201万7,000円の増額

補正をさせていただいたということが結論として言えることになってまいります。

それで、この予備費の考え方なんですけれども、まずそもそもですね、この予備費の中で600万円ぐらいにつきましては、災害時の緊急対応、これに充てる職員の人件費、これは昼夜を問わず土日、それから夜間、何か震災等々があればですね、すぐに対応しなければならないということで、一晩で1日で200万円ぐらい全ての職員が時間外勤務をすると費用的にかかってしまうと、人件費がかかってしまうということで、3日、最低でも3日分はですね、常に確保しておきたいということで、まず600万円というのは、必ず何にも使わない形で取っているということでございます。

それから、先ほども申しましたとおり、ある程度の緊急的な建物の修繕、それから災害によるですね、何かの工事をしなければならないというものが出た場合の費用として、大体300万円ぐらいは見たいということで考えております。

ですから、常に今年度の感覚としましては、900万円は常に予備費として置いておきたいと。常に使えるお金として置いておきたいということでございます。

今回、1,150万円、約1,200万円ぐらいの予備費の総額になってしまいますけれども、このうち330万円はもう既に緊急性があるんですね、予備費を充用しておりますので、残り実質使えるのは900万円ちょっと抜けるぐらいという内容でございますので、今回このような予算計上させていただいたということでございます。

○議長（天野秀実君） 小川一男議員。

○8番（小川一男君） 予備費の内容等について説明いただいたんですが、災害等200万円で3日600万円とか云々は分かるんですが、既に三百何十万円流用という言葉を使ったんですが、予備費が流用の財源みたいな形でなるのは、あまり好ましくないのではないかな。確かに今説明があったとおり、緊急性であれば不可抗力でそこは分かるんですが、事前に組めるものであれば、厳しい財政の中でもですよ、やっぱりその辺は考えて計上すべきではないかなと私は思うんですが、一方で財政規律を厳しくしながら、こちらの予備費でフリーハンドでもって、結局それなりにやってるような、私は気がするんです。ですから、最低限のやつは分かります。初めて私聞きましたけど、災害で600万円ということは念頭になかったんですが、45億円位であれば、予備費1,000万円くらいであれば、通常ベースですよ、そういう形で対応しているのかなと思うんですが、再度その点について、理由の関係について説明を求めます。

○議長（天野秀実君） 企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 小川議員の確かにおっしゃるとおりでございまして、この予備費大きくしてですね、あと、こちらのほうで予算として予備費はお認めをいただいた予算ということですから、じゃあここからですね、私たちの都合で使ったり使わなかったりと、そういう運用はまずいんじゃないかと。それは確かにおっしゃるとおりだと思います。

ただ、この予備費の充用につきましても、その必要性につきましては、その都度まず起案をしていただいて、こういった内容のものか、緊急性はどうかというところをまず

しっかり判断をさせていただいて、必要なものについては、この辺は予備費充用というこの予算を充てますけれども、それ以前にですね、本当に緊急性があつて議会の承認を賜らなければいけないような案件につきましては、これは当然色麻町は通年議会という形で運用しておりますので、その辺はですね、議会に開会のお願いをいたしまして、そういったものにつきましては、当然議会の議決を経て予算化することをございまして、今回の予備費の充用の仕方につきましては、何でもかんでもですね、緊急性があるから何でも通すという、こっから充当するというものではなくて、しっかり役場のですね、内部でもですね、これは本当に必要ないよねと、真に必要な予備費からの充用だよねということを確認してですね、しっかり線を引いて対応しておりますので、その辺につきましては御理解をいただければというふうに思います。（「了解」の声あり）

○議長（天野秀実君） ほかに予備費ございますか。（「なし」の声あり）

以上で、款項の質疑が終わりました。

次に、21ページに戻りまして、第2表債務負担行為補正、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第59号 令和7年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（天野秀実君） 日程第10、議案第59号令和7年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（渡邊勝男君） 議案第59号令和7年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出総額に441万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,863万円とするものであります。

それでは、内容について御説明申し上げます。

まず、歳入について御説明申し上げます。

会議事件41ページを御覧願います。

第6款繰入金第1項他会計繰入金1目一般会計繰入金では、一般会計繰入金、人件費分441万3,000円を増額補正しております。こちらは4月の人事異動に伴うものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

42ページを御覧ください。

第1款総務費第1項総務管理費1目一般管理費では、歳入でも御説明いたしましたが、4月の人事異動による給料、職員手当など441万3,000円を増額するものであります。

以上、令和7年度色麻町国民健康保険事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書41ページ、歳入から入ります。

6款繰入金1項他会計繰入金。（「なし」の声あり）

42ページに入ります。

歳出。

1款総務費1項総務管理費。（「なし」の声あり）

以上で款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

号)

○議長（天野秀実君） 日程第11、議案第60号令和7年度色麻町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長（高橋秀悦君） 議案第60号令和7年度色麻町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、職員の昇給に伴う人件費で、予算第3条に定めました収益的支出の予定額の組替えを行うものでございます。

議案書44ページをお開き願います。

第1款水道事業費用第1項営業費用第1目原水及び浄水費では、給料などで19万1,000円の増額といたしました。

第4目総係費では、退職給付費で2万9,000円の増額といたしました。

なお、第4項第1目予備費では22万円減額し、収益的支出予算の調整といたしました。次に戻りますが、43ページをお開きください。

第3条につきまして、予算第8条に定めた議会の議決を得なければ流用することができない経費、職員給与につきましても22万円増額といたしました。

以上、提案内容の御説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

議案書44ページ、収益的支出に入ります。

1款水道事業費用1項営業費用。（「なし」の声あり）

4項予備費。（「なし」の声あり）

以上で、款項の質疑が終わりました。

次に、43ページに戻りまして、第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費、質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 6 1 号 色麻学園学習用端末タブレット等の購入について

○議長（天野秀実君） 日程第12、議案第61号色麻学園学習用端末タブレット等の購入についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君） 議案第61号色麻学園学習用端末タブレット等の購入につきまして、提案理由を申し上げます。

現在、色麻学園におきましては、令和2年度に国の補助金等を活用し購入整備いたしましたタブレット、Apple社のiPad、そちらを使用しております。

令和3年度の使用開始より4年が経過しておりますが、現在使用中のモデル第8世代と呼ばれるものでございます。そちらの修理・サポート期間が令和8年9月で終了いたします。

また、今年度末で使用開始5年が経過しますことから、バッテリー機能の低下も懸念され、また、色麻学園の授業では、体育、技術等の実技の授業以外の多くの場面でタブレットが使用されておりました、動作不良により学習への支障がないよう、今年度端末の購入を行うものでございます。

では、追加の審議資料の2ページ目、お開きください。

審議資料にございますのが、今回購入を予定しておりますタブレット端末及び周辺機器の写真でございます。タブレット端末にはキーボード付きのケースが装着されておりますが、こちらのケースも購入対象でございます。あと、周辺機器として変換アダプター、タッチペンがございます。

審議資料3ページを御覧ください。

こちらが今回購入いたします端末の仕様でございます。

仕様といたしまして、引き続きApple社のiPad Wi-Fiモデルを考えてございます。

1台当たりの構成というところで、OSにつきましては最新版納入とすることを一つの仕様としております。また、ストレージ、いわゆる記憶領域の部分に関してでございますが、128キロバイト以上、そちらを求めています。また、画面でございますが、画面サイズは11インチ以上としております。また、通信機能といたしまして無線Wi-Fi

F i 対応、また、カメラ機能、バッテリーの稼働時間については8時間以上等々の仕様を考えているところでございます。

本日、参考資料としてお配りしました開札結果となっている資料のほうを御覧ください。

今回のタブレットの購入に際しましては、町が直接入札を執行せず、宮城県の教育委員会が設置いたしました、みやぎG I G Aスクール推進協議会に参加の上、共同調達を行うことといたしました。協議会への参加が県の補助要件になっていること。また、購入台数が大きくなることのスケールメリット、また、共通の仕様で入札が行われることなど、そういったものが参加の理由でございます。

なお、先ほど審議資料として御覧いただきました仕様書もこの協議会の中で作成した共通の仕様書でございます。

去る5月26日、協議会によりまして16市町分、台数といたしまして3万1,974台、そちらの一般競争入札が執行されました。応札には電子機器等の販売、整備等を行う5社、そちらにより構成される共同企業体1社が応札しております。

結果、計3度の入札の結果、落札に至りませんで、地方自治法第167条第1項第8号再度の入札に付し落札者がいない場合に随意契約ができるというものでございますが、そちらの規定を準用し、随意契約の交渉が行われております。

結果、5月28日、金額20億7,791万3,180円でみやぎG I G Aスクール共同事業体が落札しております。協議会での入札で落札者が決定しましたことから、そこから先は各参加自治体における契約となります。

追加の議案書3ページを御覧ください。

今回、本町が購入を予定するタブレット端末の台数は462台でございます。

内訳は、児童・生徒用が418台、指導者、先生方の分が44台となります。

契約方法でございますが、みやぎG I G Aスクール推進協議会執行の一連の入札により落札者が決定しておりますので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約として契約を行うものでございます。

6月4日に参考資料にございます、本町の462台分の落札価格3,072万3,000円に消費税を加えた3,379万5,300円で共同企業体みやぎG I G Aスクール共同事業体、代表者、仙台市宮城野区榴岡1-16-11、テクノマインド株式会社代表取締役社長と仮契約を締結したところでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条によって、予定価格700万円以上の動産の取得については、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決が必要となりますので、よろしく御審議を賜り御可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の御説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。相原和洋議員。

○5 番（相原和洋君） 若干お尋ねしたいと思います。詳細については先ほど教育総務課長から細かい説明はいただきました。

今回については県教のほうで、推進協議会のほうで一括で購入すると。支払いを各自治体17市町村かな、今。そちらのほうで各自にやっていただきたいという説明をいただきました。

ただ、当初について入札の仕方、一般競争入札が3回やって不調のため、先ほどの168条を基にして随意契約で最終的になったというお話でございます。本来であれば、最初から今回のこの業者、共同企業体であるJVという会社がございすけども、随意契約でもよかったのではないかなと。予算的な部分を考えればスムーズにするということも考えれば、そういう考えもあったのではないかなと思うんですが、今回一般競争する要因、入札箇所が1か所しか多分ないということを想定した場合どうだったのか。

また、共同企業体なるものがどういった共同企業体なのか。何社ここに入ったJV、ジョイントベンチャーなのかをお尋ねしておきたいなと思います。

あと、3つ目に、今回3,300万円、町で予算措置しておりますけども、再度これの財源措置の置き方、多分5年間の契約期間があると思います。そういった部分を含め3点をまずお尋ねしておきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（天野秀実君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君） ではまず、共同企業体の構成について御説明いたします。

この共同企業体に関しましては、先ほど申しましたとおり5社の構成となっております。1社が代表でございますテクノマインド株式会社、もう1社が株式会社内田洋行ITソリューションズ地域事業本部東北支店、もう1社が株式会社大塚商会仙台支店、もう1社がコセキ株式会社、最後の1社が富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社宮城支社となっております。

今回の予算の在り方ということでございますが、まず今回、当初予算段階においては約6,000万円の予算を置いておまして、そのうち今回の入札に係る部分、同じ項目抜き出しますと約4,800万円が今回の購入の部分に当たる数字になります。そちらに関しまして、今回この形での購入手続を進めることで現在3,300万円あまりということで、購入量としては進んでいるところでございますが、これに対して県の協議会に参加することで、現状で約1,500万円の補助金が入るような流れで手続を進めているところでございます。

5年間の契約という形で、やり方としてもリース等々あるかと思いますが、金額として一番低い形で今回購入手続を進めているかと思うので、この方向をもって進めていきたいと考えます。

以上です。

○議長（天野秀実君） 相原和洋議員。

○5 番（相原和洋君） 内容については理解できました。

しからば今回、新たなタブレットを導入するわけですが、最新型、今までの物と違う部分、また、これを入れることによって最新型を入れることによってアプリとかそういう部分、学習要項等について何がどう変わってくるのか、そういうことも加味しての多分導入だと思われますので、その点の相違があれば、これをやることによって学習向上が図れますよという部分があればお示しいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（天野秀実君） 教育総務課長。

○教育総務課長兼学校給食センター所長（大河原基典君） では、お答えいたします。

まず、今回購入いたします。iPadが第11世代に当たるわけですが、前回令和2年度の購入の時点で8世代、それが5年間で3つ進んで11世代まで来ております。5年間まずは使っていくような流れになろうかと思いますが、その間の技術的な進歩、そういったものを考えると、やはり最新版を入れざるを得ない状況にあるかなと思います。

また、それに入るアプリケーション等々につきましては、現行で使っておりますタブレット、そちらで使っている学習アプリですね、そちらそのまま移行するものもあれば、今の使用感等々学校のほうから御意見をいただいて入れ替えるもの等も出てくるかと思いますが、それについては今年度内での今後の作業の中で加える物、除く物が決まっていくかと思います。

以上です。

○議長（天野秀実君） ほかに質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第62号 色麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（天野秀実君） 日程第13、議案第62号色麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（遠藤 洋君） 議案第62号色麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が令和7年6月4日に公布され、最近における物価の変動等を考慮し、投票管理者、投票立会人等の報酬額が改正されたことに伴いまして、同法に準拠し、色麻町特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に定めている投票管理者、投票立会人等の報酬について、国の基準に合わせて改正を行うものであります。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

議案書4ページ、審議資料4ページを併せてお開き願います。

審議資料4ページの別表第1の表中の投票管理者を1万2,800円から1万4,500円に、期日前投票管理者を1万1,300円から1万2,800円に、投票立会人を1万900円から1万2,400円に、期日前投票立会人を9,600円から1万900円に、選挙長を1万800円から1万2,200円に、選挙立会人を8,900円から1万100円に、開票管理者を1万800円から1万2,200円に、開票立会人を8,900円から1万100円にそれぞれ改めるものです。

次に、議案書5ページの附則についてでございますが、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、提案理由の御説明といたします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第63号 令和7年度色麻町一般会計補正予算（第3号）

○議長（天野秀実君） 日程第14、議案第63号令和7年度色麻町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案朗読は省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（今野 稔君） 議案第63号令和7年度色麻町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ21万3,000円を追加し、予算総額を45億7,871万9,000円といたしました。

先ほど御可決賜りました、議案第62号色麻町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴い、今後執行予定の参議院議員選挙及び宮城県知事選挙に係る選挙執行関係予算の補正となっております。

まず、歳出から御説明申し上げます。

議案書12ページを御覧ください。

第2款総務費は、第4項選挙費で3目参議院議員選挙費において、委員等報酬10万7,000円の増、4目宮城県知事選挙費において、委員等報酬10万6,000円の増。

第2款総務費合計で21万3,000円を増額するものです。

次に、議案書11ページにお戻り願います。

歳入でございますが、今回の参議院議員選挙及び宮城県知事選挙関係予算の財源でございますが、第15款国庫支出金、参議院議員選挙費委託金10万7,000円と、第16款県支出金、宮城県知事選挙費委託金10万6,000円を充当することとしております。

以上、令和7年度色麻町一般会計補正予算（第3号）の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、款項を追っての質疑の際にお答え申し上げます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（天野秀実君） 以上をもって提案理由の説明を終わります。

○議長（天野秀実君） これより総括質疑に入ります。総括質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 総括質疑なしと認めます。これをもって総括質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） それでは、款項を追って質疑をお願いいたします。

追加議案書11ページ、歳入から入ります。

15款国庫支出金3項委託金。（「なし」の声あり）

16款県支出金3項委託金。（「なし」の声あり）

12ページに入ります。

歳出。

2款総務費4項選挙費（「なし」の声あり）

以上で、款項の質疑が終わりました。これをもって質疑を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

○議長（天野秀実君） これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議員の派遣について

○議長（天野秀実君） 日程第15、議員の派遣についてを議題といたします。

派遣の内容に関しましては、議員各位のお手元に配付したとおりであります。議員の派遣につきましては、このとおり派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、このとおり派遣することに決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取扱いを議長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取扱いは、議長に一任されました。

○議長（天野秀実君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。これをもって、令和7年度色麻町議会定例会6月会議に付された案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本会議はその後、明日6月12日から次の会議までを休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野秀実君） 御異議なしと認めます。よって、明日6月12日から次の会議までを休会とすることに決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午後 2 時 3 6 分 散会
